

鳥取県告示第 861 号

結核予防法（昭和 26 年法律第 96 号）第 36 条第 4 項の規定に基づき、指定医療機関が指定を辞退したので、結核予防法施行令（昭和 26 年政令第 142 号）第 2 条の 5 第 2 項において準用する同条第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

平成 18 年 12 月 5 日

鳥取県米子保健所長 藤 井 秀 樹

| 名称 | 所在地 | 辞退年月日 |
|-------------|----------|-------------------|
| 有限会社稲田松太郎薬局 | 米子市紺屋町 1 | 平成 18 年 11 月 17 日 |
| 有限会社景山薬局 | 境港市本町 2 | 平成 18 年 11 月 27 日 |